⑤　二次審査に係る技術提案書等の採否通知及び競争参加資格が無い場合の通知　令和９年１月28日まで
⑥　開札日時　令和９年２月10日10時00分
⑦　入札保証金の納付等の受付期間　令和８年11月13日から令和９年２月９日までの休日を除く毎日、10時00分から16時00分まで。ただし、最終日は12時00分までとする。〔利付国債の提供の場合は令和９年１月26日まで〕

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : NISHIMURA TAKU Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Kami-Aso 3rd Tunnel, Route 41

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 (noon) 5 November 2026

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 21 December 2026 to 12 : 00 (noon) 22 December 2026 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 21 December 2026 to 12 : 00 (noon) 22 December 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和８年10月16日
支出負担行為担当官
近畿地方整備局長　小林賢太郎

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　Ｒ８淀川左岸線延伸部立坑南側西地盤改良工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　大阪府大阪市鶴見区横堤地先
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝28.6m、地盤改良工　高圧噴射攪拌　φ3.9m　改良厚さ　8.6m（改良深度　約53～54m）40本、仮設工１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から令和10年２月29日までの期間の中で落札者が設定した実工事期間。
⑹　使用する主要な資機材　固化材　約2,297ｔ
⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係る提案を除く。）を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
⑼　本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
⑽　本工事においては、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
　ただし、落札者が設定した実工期期間によっては、「出来高部分払方式」を採用しない。
⑾　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。
　なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑿　総価契約単価合意方式の適用
１）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
２）本方式の実施方式としては、
イ）単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。下記ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ）包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。
　ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、上記１）の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
３）受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
４）その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
⒀　本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭを導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（受注者希望型）である。
⒁　本工事は、工事実施にあたって不足する下請け等の技術者や技能者等を、通常考える工事実施地域外から広域的に確保せざるを得ない場合に、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の一部の費用（以下「実績変更対象費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⒂　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた概略工事工程表等の施工条件を明示することにより、適切な工期設定の取組を行う試行工事である。
⒃　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費を補正する試行の対象工事である。
⒄　本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者（専任特例２号の場合の監理技術者）の配置は認めない。
⒅　本工事は、豊富な工事経験がある技術者が主任（監理）技術者として経験の無い技術者を育成することを目的とし、工事経験実績の促進及び主任（監理）技術者への交代が可能な試行工事である。詳細については特記仕様書によるものとする。
⒆　本工事は、契約手続にかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
　また、発注者の承諾を得て紙入札方式に代える場合、書面手続きにおける押印等の取り扱いについて、留意すること。
⒇　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
(21)　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
(22)　本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は、次のすべての事項に該当する者とする。
ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。